

○御杖村感震ブレーカー設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大規模地震発生時における電気に起因する住宅からの出火による被害から、村民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、感震ブレーカーを購入し設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における感震ブレーカー（以下「補助対象設備」という。）は、分電盤に内蔵されたセンサーによって揺れを感知し、ブレーカーを落として電力供給を遮断する分電盤タイプで、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有するもの又は地震によりおもりが落下したり、若しくは振り子が作動することで、重力やバネの力でブレーカーを落として電力供給を遮断する簡易タイプの器具をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら購入した補助対象設備を自ら居住する村内の住宅に設置した者
- (2) 本村に居住し、第6条の交付申請を行う日において、本村の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 補助対象者が属する世帯で村税等の滞納が無い者
- (4) 暴力団等（御杖村暴力団排除条例（平成23年条例第15号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当しない者

2 前項の規定にかかわらず補助金の交付を受けようとする者が、過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けている場合は、交付対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者の住居における補助対象設備の購入及び取付けとする。ただし、補助対象者が御杖村多世代による同居・近居推進事業補助金交付要綱（平成28年告示第35号）及び御杖村移住者用空き家改修補助金交付要綱（令和6年告示第35号）による補助金の交付を受けた者は、交付対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、50,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、感震ブレーカー設置費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象設備の設置が完了した日から30日を経過した日までに、村長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカー設置後の写真
- (2) 感震ブレーカーの購入及び取付けに係る費用の明細が分かる領収書及び明細書の写し
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 感震ブレーカー設置費補助金請求書(様式第3号)
- (5) その他村長が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第7条 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その理由を付した書面をもって村長に届け出なければならない。

(補助金の交付等)

第8条 村長は、第6条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するときに認められるときは、当該補助対象者に、感震ブレーカー設置費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、通知する。

2 村長は、前項の規定により補助金確定を通知したときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この告示に違反したとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日より施行する。

様式第1号(第6条関係)

感震ブレーカー設置費補助金交付申請書兼実績報告書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

感震ブレーカー設置費補助金請求書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

感震ブレーカー設置費補助金交付決定通知書

[別紙参照]